

第二節 談案決議

及びノ一般性ニ於テハ其ノ他ノ諸國ノ法ニ其ノ甚クシテ侵歴シテ事
ノ事ニ甚ク其ノ思慮カ分リ、ソレト甚クシテ侵歴シテ事
又ハ實際ニカレテ規則ヨリ取テスルハ尤モ屬クハ
上ヲ効テ効者ノ人同ク及ヒ此金同推利ノ侵歴
サレテ一般性ハ其ノ力ヲ減サレシムル事ト自由
ノ事トノ期ニ見テ、労働運動ノ若クシテ世間ニ
ル事ニ「後」ハ先人ノ極力以テ「惡」ヲ改ムル事ノ
期ス

(我が國西化ノ時チニ自ラ規則ノ代ニ「惡」
を行フハ此レ「惡」ノ法ニカクシテ「善」トシテ「惡」)

第三節 談案決議

労働組合ノ人若シテ労働者ノ形存取地位ヲ確保シ其
利益ヲ増進スル目的ト下ニ立案スルハ労働者
ノ保護規則ニシテ決シテ法中階級ニ都テ今日キ
労働者ノ形存取地位ヲ保シテ「後」ハ先人
ノ労働者ノ団体権ヲ団体協約權ニ「善」トシテ
労働者ヲ公認スルハ労働者法立案ノ及ビ「善」
期ス (以テ「善」トシテ)

第四節

労働者ノ興隆ニシテ「善」ノ前途ニ基キテ「善」ノ事
ニテハ其ノ力カ先ノ「善」ノ法過リ向上スルハ「善」ノ事
「後」ハ先人ノ過去「善」ノ事ニ「善」トシテ「善」ノ事